

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第1種漁業 (機船手繰網漁業)	4隻	5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者
			5トン未満	燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者
	手繰第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	4隻	5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者
			5トン未満	燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者
	手繰第3種漁業 (貝けた網漁業)	4隻	5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記4表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	漁業)			でに掲げる区域を除く。		市に漁業根拠地を 有する者
固定式刺 し網漁業	かに建網漁 業	1 隻	定めなし	西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から越智 郡上島町魚島頂上及び広島県田島南端を順次結 んだ線以東の遼灘 ただし、越智郡上島町魚島、同町高井神島及び 同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神 島、同市美濃島、同市小平市島周辺最大高潮時海 岸線から 2,000 メートル以内の区域及び共同漁 業権漁場区域内を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。